

## 2027/4/1以降適用する料金規程の（案）

## PUBDIS（入カシステム）利用料金規程

## ◆ 設計事務所等が利用する入カシステムの利用契約の内容

入カシステムの利用契約は次の3種類があります。

- 年度利用：単独の設計事務所等が利用開始から年度末（翌年3/31）まで入カシステムを利用できる契約
- 1か月利用：単独の設計事務所等が原則として30日間に限り入カシステムを利用できる契約
- JV利用：設計共同体が原則として30日間に限り入カシステムを利用できる契約

## (1) 年度利用

## ①利用契約の内容

基本料金	11,000円（税抜） 12,100円（税込）
申込み受付期間	継続申込みの場合：前年度の3月～4月下旬 新規申込みの場合：4月～12月
利用期間 （基本料金の有効期間）	継続申込みの場合：年度初め（4/1）～年度末（翌年3/31） 新規申込みの場合：利用開始日～年度末（翌年3/31）
支払方法	前払い（申込み時）
システムの利用	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 利用期間に自社の事務所情報、技術者情報、任意掲載実績の登録・修正・出力が可能。 利用期間に自社が過去に登録した業務カルテの出力が可能。 新たな業務カルテを登録し、公共建築協会から登録済証を受領するには②の登録料金が必要。
その他	利用開始日以降の基本料金の払い戻しは不可。

※継続申込み：公共建築協会が送付した次年度の継続利用の案内に基づき設計事務所等が期日までに年度利用の申込みを行うこと。

※新規申込み：年度利用を行っていない設計事務所等が、年度利用の申込みを行うこと。

※利用開始日：PUBDISの利用の申込みに応じて公共建築協会が利用する権限を付与した日。

## ②業務カルテの登録料金

業務カルテ登録料金 （業務カルテ1件の登録料） （業務の契約金額に応じ 3段階の登録料金）	業務契約金額（税込）	登録料金（税抜）	登録料金（税込）
	①2,500万円以上	10,500円/1件	11,550円/1件
②500万円以上2,500万円未満	9,500円/1件	10,450円/1件	
③500万円未満	3,000円/1件	3,300円/1件	
支払方法	後払い（業務カルテ登録後）		

## (2) 1か月利用及びJV利用（利用契約の内容）

業務カルテ登録料金 （業務カルテ1件の登録料） （業務の契約金額に応じ 3段階の登録料金）	業務契約金額（税込）	登録料金（税抜）	登録料金（税込）
	①2,500万円以上	10,500円/1件	11,550円/1件
②500万円以上2,500万円未満	9,500円/1件	10,450円/1件	
③500万円未満	3,000円/1件	3,300円/1件	
申込み受付期間	業務完了日の1ヶ月前から受付可能。業務完了日以降は随時受け。		
利用期間	業務完了日より前に受付の場合：利用開始日から業務完了日の1か月後まで 業務完了日以後に受付の場合：利用開始日から1か月後まで 登録済証の受領が未了の場合、公共建築協会に利用期間の延期を申し入れることが可能。		
支払方法	前払い（申込み時）		
システムの利用 （1か月利用の場合）	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 新たな業務カルテを1件登録し、公共建築協会から登録済証を受領することが可能。 利用期間に自社の事務所情報及び技術者情報の登録・修正・出力が可能。 利用期間に自社が過去に登録した業務カルテの出力が可能。		
システムの利用 （JV利用の場合）	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 新たな業務カルテを1件登録し、公共建築協会から登録済証を受領することが可能。 利用期間に設計共同体の事務所情報の登録・修正・出力が可能。 利用期間に設計共同体が過去に登録した業務カルテの出力が可能。		
その他	利用開始日以降の登録料金の払い戻しは不可。		

## (3) その他

- ①料金規程を改定する場合は、改定案と適用予定時期を公共建築協会のホームページに掲載した後、改定した料金規程を公共建築協会のホームページで公開します。
- ②業務カルテ情報は、設計事務所等より登録料の納付がなかった場合は登録できません。
- ③年度利用をご利用の設計事務所等で、業務カルテ情報登録料の支払いに著しい滞納が見られる場合は、翌年度以降の年度利用をお断りすることがあります。  
その場合、業務カルテ情報の申し込みは、1か月利用でお受けします。